

2020年3月2日

立川市議会議長 殿

日本共産党  
永 元 須 摩 子

### 文書質問書

立川市議会文書質問取扱要領第4条の規定に基づき、次の通り文書による質問を提出いたします。

#### 1. 質問事項及び内容

##### 1. 子育て世帯への支援策について

- ①不妊治療費助成・不育症治療費の補助金制度の創設について
- ②ひとり親世帯への支援策について
- ③学童保育所待機児解消について

##### 2. 高齢者への支援策について

- ① グループ旅行高齢者支援事業の充実について
- ② 補聴器購入費補助制度の創設について
- ③ 公共施設へのヒアリンググループの設置や整備・周知について

##### 3. 地域への支援策について

- ①自治会への支援について
- ②子供会への支援について

#### 2. 質問趣旨及び理由

##### 第1に、子育て世帯への支援策について

①不妊治療費助成・不育症治療費の補助金制度の創設について伺います。

まず不妊治療の助成について質問します。

私が、始めて不妊治療に助成をと質問したのは、今から13年前、平成19年の「第2定例会」の一般質問で初めて取り上げたことを覚えています。

まだ、私も議員1期目で、前の青木市長の時でしたが、私は、ある産婦人科の院長先生に簡単にレクチャしていただき、後は、ぶ厚い医学書をお借りして、不妊治療について難しい医学書を参考にしながら質問したこと覚えています。今回で3回目の質問になりますが、今回は、私の知り合いの方のお嬢さんが、妊娠しにくい状態が続き、ご夫婦で治療に専念しやっと、お子さんが誕生し、家族ともども喜ばれたことをお聞きしてきました。しかし、この治療費が多額なこともあります。これまで他の議員からも質問があったところです。

子どもを授かりたいと並々ならぬ努力で、甲斐あって子どもが授かることができた、ひとしきりの喜びを共有し、今、少子化が社会問題な時に、また全世代型社会保障が国を挙げて示されるなかで、こうしたお金がかかる治療費を東京都と連携して本市も支援すべきではないかと改めて考えますが、市長の見解をお聞かせください。

②また、不育症の支援策について、私が今回、質問に至ったことは、私の友人の娘さんが最近結婚され、何度か妊娠するのですが、赤ちゃんが誕生に至らなどのことです。そこで専門の医者に掛かったところ、治療が必要となり、これまですでに、100万円以上のお金がかかってしまったそうです。保険の対象とならない治療を受けているが、立川市として援助してもらう制度はないのです

か？と声をかけられました。

せっかく、大事ないのちを授かりながら、誕生することができなかつた母親の、父親の苦しみに寄り添うことはできないか、一つの命を授かつたんだから、誕生することができるよう支援が必要ではないかと考えますが市長の見解をお聞かせ下さい。

●不妊治療費の最近の医療費は、大変高額で、保険がきく治療と効かない治療法があるとも聞いております。が現在はどのくらい費用がかかるのでしょうか。お聞かせください。

●不妊治療費・不育治療費、それぞれ東京都の補助制度の内容について聞かせ下さい。

●他市では、それぞれの支援制度を行っている自治体はどのくらい、あるのでしょうか。お聞かせください。

●本市においても不妊治療費の助成制度をつくることはできないでしょうか。これまで研究することでしたが、どのような研究をされたのか、お聞かせください。

●不育症とは、赤ちゃんを望んで妊娠しても、全妊娠の約10%から20%は、流産に至るといわれています。流産を2回以上繰り返すことを「反復流産」、3回以上繰り返すことを「習慣流産」と呼ぶですが、不育症は流産だけでなく、妊娠22週以降の死産や生後1週間以内の新生児の死亡も含むそうです。

妊娠はするものの、出産までたどり着けなく、残念な思いをされる方、最近、多くおられるということをお聞きしています。不育症について、本当に悩んでおられるご夫婦がいることは承知されているか。お聞かせ下さい。

●東京都は今年令和2年1月6日から、不育症検査にかかる費用の一部を助成する助成事業を立ち上げました。1年の間にかかった検査費用が対象で夫婦1組で1回に限り5万円を上限に助成するとしています。本市においても何とか少子化対策として東京都の助成事業と連携して支援を考えられないでしょうか。見解をお聞かせください。

## ②ひとり親世帯への支援策について伺います。

●ひとり親世帯の生活は大変厳しいものと考えます。厚生省の2016年調査では、生活の苦しい人の割合を示す「相対的貧困率」はひとり親世帯で50.8%に上っています。両親がなどが大人が2人以上の世帯に比べると5倍近く高いものとなっています。母子家庭世帯はパートやアルバイトなどで働く人が多く平均年間就労収入は200万円にとどまっています。ひとり親家庭世帯の困りごとを聞くと母子家庭、父子家庭とも「家計」がトップだそうです。

今回私は、こうした一人親世帯のそれも結婚しているか、結婚していないかが問題ではない、ひとり親家庭への支援策として、税金がどのようにになっているかに焦点をあてて、質問を行います。

昨年の6月の議会で、立川市市税賦課徴収条例が改正され、非婚の一人親の方は「単身児童扶養者」として、令和3年度から合計所得金額が135万円以下の方は、住民税が非課税となるとお聞きしましたが、本市でひとり親の控除等を受けている方の人数をお聞かせください。

この問題は、39年前に日本共産党の箕輪幸代衆議院議員が国会で初めて取り上げたのですが、2020年度の税制改正で、非婚のひとり親に寡婦・寡夫の控除が盛り込まれることになったのです。また、本市においても2013年（平成25年）第1回定例議会の厚生産業委員会で、婚姻歴のない母子家庭の母についても税法上の「寡婦」とみなし控除を適用し、窮状を救うため手を打つよう求めた陳情が行われたことがあり、私は、大変心に残っていたものです。

②ひとり親世帯の所得税の寡婦控除については、扶養親族がいるか、いないかによって、又死別しているか、その後婚姻しているかによって、違いが何故あるのでしょうか。その理由をお聞かせください。

●戦後75年になる今年、戦争未亡人のための寡婦制度では、時代遅れです。

新しい税制改正で、寡婦控除は

所得制限はあるものの死別の場合一生寡婦控除がつき、離別の場合扶養親族がいれば子どもが自立しても寡婦控除が付く、非婚の場合のひとり親の場合、子どものみの寡婦控除となるなど婚姻歴のあるなしでここまで差別はまだ残ります。

**要望** 今回質問しましたがまだまだ残る差別をなくさなければ、と考え、今後も法の改正が必要だと考えます。国にこの制度に差別をなくすよう市長会などでものを申して頂きますよう要望します。

●また、同じく昨年の6月の厚生産業委員会で報告がありましたが、国は10月から消費税が10%に引きあげられることから、国は子どもの貧困に対応するとして、臨時特別措置として、児童扶養手当の受給者のうちこれまで対象となっていましたが、非婚のひとり親家庭に賦課控除の代わりに臨時特別給付金の1万7500円、1度だけ、対象者220人支給されたとのことでしたが、その結果と現状はどのようにになっているのかお聞かせください。

●現在は、児童扶養手当を支給されている、ひとり親家庭に、未婚の家庭に全て手続きと給付が終了していると考えてよろしいのでしょうか。

### ③学童保育所待機児解消について伺います。

●代表質問で中町議員が学童保育所の待機児解消については質問していますが、今後、錦学童保育所の創設にあたりこれまでご報告がありました。これまで70人の待機児解消につながることですが、スケジュールを改めて聞かせください。

●9月の開所になることですが、その間の学童はどのように対応されるのかお聞かせ下さい。

●次に待機児が多くなる地域などの解消策などの見通しはどうになると考えておられるのか。

●西砂川地域や高松町、曙町などでは、開発が進んでいますが、学童も多くなると思います。本気で待機児の解消策を考えないと大変なことになるとを考えますがどうでしょうか。

●新学期に向けて学校や保護者にはどのような周知を行っているのか。保護者からは意見などはあるのでしょうか。お聞かせください。

●最後に、今後学校の空き教室などを活用して放課後子ども教室や、学童保育の対応などは行ついかれるのでしょうか。課題もあると思いますが。

## 2. 高齢者への支援策について

### ① グループ旅行高齢者支援事業の充実について 伺います

●この制度は、立川市に住民登録があり 2名以上のグループ(夫婦、家族等でも可)で国内旅行に参加する 65 歳以上の高齢者。となっていますが、利用状況については 5 年前と比べてどのようになっているかお聞かせください。

●また、この制度を利用するときの手続き方法についてお聞かせください。

●先日、私の友人はご夫婦で国内旅行に行こうと思い、所定の交通公社で契約し、お金を払ってきて、市役所に申請に行ったら、「お金を払ってしまったらだめ」と言われ、「知らなかつた」と、またある方は、国内旅行に行ってきて、領収書をもって申請を行ったが、「だめだった!」ということです。こうしたケースはあるのではないかですか。どうですか。

手続き方法ですが、ホームページから見ると、利用方法のところで、まず 1、市と契約する旅行代理店でこの制度を利用する旨伝え、旅行の予約をお取りください。次に 2、市へ申請してください。3、番目に、制度が利用できるとの確認をさせいただき、助成の対象となった場合に市が「承諾書」を交付します。4 番目に「承諾書」及び「報告書」を予約した旅行代理店に提出ください。とあります。旅行代金の補助金が出ることが決まつたら、その金額を差し引いた金額を旅行代理店に支払ってください。とあります。

申請受付は、市役所高齢福祉課、窓口サービスセンター、福祉会館(4館)で受け付けています。

それから、ここでやっと「ご注意!」とあります。申請は旅行日前で、旅行代理店に旅行代金を支払う前までにしてください、旅行後の申請や助成額を申請者等の口座に振り込むことはできませんと、ここで初めて注意が出てきます。承諾書はその場ですぐ、対象であるかどうか調べて、すぐ承諾書や報告書を代理店にもっていかれるのか。お尋ねします。

これでは、高齢者が特にご夫婦で利用しようと思ってもなかなか難しいのではないかでしょうか。

今どきの高齢者といっても、65 歳過ぎると、膝が痛い、肩が痛い等様々です、私の知り合いで、2 人ほどひざの手術をしたり、股関節の手術をしたりで、大変な方がいます。そうかと思うと、整形外科へ、週の 3 回も、マッサージに通っていて、忙しいなどと言っています。そういう方々は、交通公社に申し込みに行って、契約をしてきたら、市役所来て申請書をもらって、又それを交通公社にもっていくなど、大変労力がいる。大変との声をいただいている。

交通公社に行ったり来たり何回も足を運ぶ、高齢者の身になって考えるとなるべく簡素で、相手を信頼するという点でも、旅行に行ってきて、その領収書でも対応していただくことを要望しますが見解を求めます。また、高齢者にホームページに記載されていますから見てください! といつても活用できる方ばかりとは限りません。周知の方法もっと簡素化し、所定の条件が整っていれば旅行に行ってからでも領収者があれば、助成が受けられるようにしたらどうでしょうか。この点についても検討はできないでしょうか。見解を聞かせて下さい。

●また、申請場所はこれまでお願いしてきましたが、東西の出張所や近くの学習館などでも申請を置くことや、申請が出きないか、高齢者の身になって考えて頂けないでしょうか。お聞かせください。

●現在は、65 歳以上となっていますが、これからは、対象年齢は 60 歳以上とし、2 人以上、国内旅行で一泊で 2,500 円、日帰りで 1,000 円となっていますが、あまりにも少なすぎるのでないでしょうか、せめて、一泊で 5,000 円、日帰りで 3,000 円とか、高齢者が喜んで外出することができるようと考えられないでしょうか。見解を聞かせください。

**要望 1** 申し込み手続きを簡素化し、高齢者や市民にわかりやすい方法で、周知を行うことを要望します

## ② 補聴器購入費補助制度の創設について伺います。

●最近は高齢者が集まると、最近、耳が遠くなつたのかしら・私、補聴器かけてるの。などと会話が弾むことがあります。先日もちょっとした女性だけの集まりがありましたが、12人居る中で3人が補聴器をかけているといって、それぞれが出し合い見せてもらいました。一人の70歳の半ばぐらいの方は「最近買ったので、まだ、販売店に通って、メンテナンスを続けている」といいます。もう一人の方は、70歳ぐらいの方ですが、若いうちから耳が遠くなり、先天的らしいとのことでした。もう一人の方も80歳位ぐらいでしたが小さな耳掛け式の補聴器をかけおられ、みんな楽しく会話をできました。高齢者にとって補聴器は必需品となりつつあります。

しかし、ある方は、耳が遠くって、リハビリに行ったりしても、みんなが何で笑っているのか、わからない、会話についていけなく、自分だけ、のけ者にされているようではさみしくなり、次からリハビリやデイサービスにも行きたくなくなる、とのことでした。

この間、議会でも、高齢者や中途難聴者への補聴器購入時の補助制度をもけるよう質問がありましたが、また今回、中町議員からも代表質問もありましたが、この間の答弁では、これまで、高齢者の補聴器購入助成については、適切な補聴器利用の環境整備と合わせて考え、慎重に対応していくとの答弁でしたが、その後どのような対応がなされたのか、研究がされているのかなどお聞かせください。

●現在、都内で補聴器購入助成事業として実施されている自治体はあるのでしょうか、どのように把握されていればお聞かせください。

●残念なことに、高齢者が補聴器購入にあたり助成制度があるのは、23区内の8自治体のみで三多摩ではまだ実施されていません。

●この度、東京都は補聴器の補助制度については、わが党の都議団の質問に対して、区市町村が補助を実施する場合は、「高齢社会対策区市町村包括補助事業」を使って東京都が支援していくという答弁が出ています。

中途難聴者、高齢への聞こえのバリアフリーとして高額な補聴器を購入できやすくするために、東京都の補助金などを活用して、65歳以上の高齢者に補聴器購入に際して補助制度を創設することを要望しますが、見解をお聞かせください。

**要望** 年を取ったら、耳もだんだん遠くなる、お芝居を見に行くにも、デイサービスに行くにも聞こえないほどさみしいことは事はありません。高齢者をおいてきぼりにさせないためにも、高齢者にやさしく手差し伸べていくのが本当の意味での**高齢化社会の対策**ではないでしょうか。ぜひこの制度の創設を強く要望してこの質問は、終わります。

### ③ 公共施設へのヒアリングループの設置や整備・周知について伺います。

●私は、このヒヤリングループの設置については、平成24年度の第4回定例議会において当時の立川市第2次福祉計画として「参加し、協働し、自らつくるまちづくり、全ての人が生き生きと暮らす地域を目指して」これを標榜する本市として移動式補聴器システムの導入を求めてきたところです。具体的には、女性総合センターや第1小学校の建て替え時には柴崎学習館など公共施設等への設置を求めてきました。当時、市民会館のホールが改修工事される際に、「東京都のまちづくり条例」に則り、現在の、りする大ホールにヒアリングループを設置していただけたと記憶しています。その後、本庁舎にも移動式補聴機、いわゆるヒアリングループと呼んでいますが、何台か設置されていると思いますがどこで管理・設置場所や、活用状況についてお聞かせください。

●総務課で管理するヒアリングループを、各地域の学習館などに市民から利用の希望があれば、一定の条件で貸し出しはできるのでしょうか。

●今後は、各地域学習館等に少なくとも、1台は設置することを検討していただけないでしょうか。見解をお聞かせ下さい。

●私は、去る2月6日、日本共産党 宮本徹衆議院議員が提出した、簡易ヒアリングループ購入費補助に対する厚労省のヒアリングが衆議院会館で行われるというので行ってきました。

その時は厚労省から回答がなったのですが、昨日回答があつて私の手元に届きました。

一つには、今年の夏、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催されますが、オリンピック・パラリンピックの国立競技場に設置するヒアリングループの設置数などはどうになるのか、についての質問では、国立競技場観客席総数の座席数は、58000席で、そのうちヒアリングループが設置される席は、414席、その他に将来設置可能な席数は4,710席もあるとの内容でした。

本市においては、新年度予算で、女性総合一センター・アイムにヒアリングループが設置されると言っていますが、どのようなものを設置するようになるのか、お聞かせください。

●これへの周知について、りするホールのように、ヒアリングループが設置されていますと掲示などできないか、おきかせください。

●これまで、本市において、たましんりするホールの大ホールにヒアリングループが設置されていると思いますが、その活用状況をお聞かせ下さい。

### ③ 公共施設へのヒアリングループの設置や整備・周知について伺います。

●先日、改めたりするホールに行ってきました。これが、ヒアリングループの国際マークです、がりするホールに張りだしてありました。以前、私は周知をお願いしてきたんですが、やっと、周知していただけるようになりました。これを女性総合センターなどの会場や受付に設置していただけたらと考えますが如何でしょうか。見解をお聞かせください。

●せっかく設備が整っているのに活用されていないように思います。イベントを行う主催者に難聴者への対応がされていることをチラシなどに周知して頂くよう、しっかりと設備があることを伝え設備を活かしてもらうようにしたらどうかと考えます。見解をお聞かせください。

●今後聞こえについての困りごとについての情報共有する場を地域包括センターに等と連携して行うとの答弁をいただいていますが、今後このヒヤリングループと補聴器を利用しての模擬研修会などを地域包括支援センター等で行うなど実施できないか。ご見解をお聞かせください。

## 3、地域への支援策について

## ①自治会への支援策について伺います。

●私は、本市において、「自治会応援する条例」が交付されたことを受けて、どのような対応がなされているのか等、調べたいと思い質問することを考えました。

じつは、私の家では、以前、10番組自治会に加入していました。当時、私は会社勤めをしていて、自治会の役員もやったこともあります。しかし、ある時、脱退してしまいました。

それがどんな理由で辞めたのか、さだかでないのですが、確か近所の方に、「あんたたちは後から来たんだから、自分たちで、自治会をつくればいいんじゃないか！」等と言われ、気に障って義理の母が、「もう自治会をやめよう」といわれたことが、きっかけだったのではないかと思います。当時、我が家は、わずか5軒ほどの世帯の小さな地域でしたので、独自で自治会をつくることは考えていませんでした。

私は、今更10番組に入れてくださいとも言えず、心苦しい思いをしていましたが、先日、自治会のことをお聞きしようと思い、我が家の隣の自治会の役員さんに話を聞いていると、「永元さん、こちらの自治会に入りませんか」と言われビックリしました。私は、「いいんですか？」というと「喜んで！」と言われ、加入させていただき。隣の自治会に入れてもらうことができ、本当に良かったと思っています。

立川市は、昨年3月「自治会等を応援する条例が交付され、1年になりますが、これまで主にどのような取り組みが行われてきたのでしょうか。また、今後の計画などあればお聞かせ下さい。現在の自治会の加入率と現状をお聞かせ下さい。

●自治会も加入率が50%にならない事や、後継者がいない。役員を引き受けてくれない、若い人への自治会への加入促進などの課題はあると思いますが、今回、いいパンフレットが出来ましたね。私も読ませていただきました。一番後ろの自治会にはいいって良かったことへの感想が載っているところがあります。これはいいと思いました。加入促進にあたり、このパンフレットを全戸配布したり、加入されていない家庭に配布するなど、積極的に活用したらどうかと考えますが、このパンフレットの活用方法について、お聞かせください。

●先日、役所のロビー室でバッタリお会いした、羽衣町の自治会長さんがこのパンフレットがあることも知らにといいます。せめて自治会長さんには差し上げたらいかがでしょうか。  
どのような活用がされているのでしょうか。お聞かせください

●自治会に加入するも、低所得者や生活保護者の方など、年金暮らしで会費が大変な方などには基本的には減免制度があるんでしょうか。自治会ごとに違うのでしょうか。

●私も、厚生産業委員会で視察に行った、ある地方では、自治会長さんには年間、報酬というか、謝礼というか、賃金が払われているような自治体もありますが、本市においてはそのようなことを実施したことはないのでしょうか。また、そういうことを試されたことはないのでしょうか。伺います。

●最後に、社会福祉協議会で保管、管理していただいている、和太鼓や綿菓子機やホップコーンをつくる機械など、リニューアルは計画的に新しいものと交換していくのでしょうか。どのような計画になっているのか、お聞かせください。

## ②子ども会への支援について伺います。

- 地域の子供会について、地域でどのくらいの加入団体があって、何人ぐらいで活動され、それは5年、前と比べてどのような状況か。お聞かせ下さい。また、現在の課題はどのような事か。お聞かせください。
- 地域の子供会の総会などに参加させていただいているが、がだんだん、参加する保護者の方が少なくなってきたというような気がして、ちょっと心配です。  
市として、子供会への支援はどのようなことを行っているのか。お聞かせ下さい。
- 小学生の「子ども会」についての位置づけはどのようにになっているのかお聞かせください。
- けやき台団地の子ども会も1団体になって、若葉町団地の子ども会も1つになって若葉町では合計6団体か？しかなくなってしまっているとお聞きしています。ジュニアリーダーや中学生や高校生の先輩との連携はどのようにになっているかお聞かせください。
- 日本全国「子ども会」はどこもこんな形になってきてるんでしょうか。活発な地域もあるとのことも聞いていますが、全国の教訓に学んで活動を考えていると思いますが。過去には、「子ども会」は教育部の管轄だったということをお聞きしています。今。学校が、変わろうとしていますが、地域からは、「学校運営のボランティア団体に連結したらどうか？」「教育部局に戻したら」の声もありますが、どのような見解か、お聞かせ下さい。

**要望** 市としても、子ども会運営に、もう少し保護者の声や役員の声をしっかりと聴き取り、活発な運営ができるよう支援することを要望します。

回答を求めるもの

市長、子育て支援課、子ども育成課、健康推進課、高齢福祉課、協働推進課、課税課、総務課、地域文化課、男女平等参画課。

## 文書質問回答書 永元 須摩子議員

### 1. 子育て世帯への支援策について

#### ①不妊治療費助成・不育症検査助成事業の創設について

現在、東京都におきましては、東京都不妊検査等助成事業と東京都特定不妊治療費助成事業を実施しております。また、令和2年1月からは、不育症検査助成事業を行っております。どちらも、本市ホームページや健康会館の窓口にチラシを置いております。

市といたしましては、他市の状況も注視しておりますが、現状では、東京都の制度を広く周知し、必要な方に利用していただく段階であると捉えております。

不妊治療については、ご本人の状況により様々な方法があり、一概には申し上げられませんが、都の補助対象になる治療につきましては、1回数十万円かかり、何度も実施することで、大きな金額にもなると考えております。

東京都は不妊治療の医療保険が適用されない治療費の全部又は一部を助成しており、助成の対象となる治療は、体外受精及び顕微授精です。助成費用は1回7.5万円から30万円で、治療のステージにより違いがあり、妻の年齢により回数の制限があります。

また、不妊検査等助成事業は染色体・遺伝子検査、子宮鏡検査や人工授精等となっており、助成費用は5万円を上限に1回のみとなっております。

不育症検査助成事業は、子宮形態検査、夫婦染色体検査等となっており、助成費用は5万円を上限に助成し、回数は夫婦1組につき1回となっております。

不育症につきましては、授かった命を失うだけでなく、産んであげられなかつたということで妊婦が自身を責めることも多く、不育症について悩んでいる方がいることは承知しております。

現状では、東京都の制度を広く周知し、必要な方に利用していただく段階であると考えてございます。

#### ②ひとり親世帯への支援策について

平成30年度の住民税において、女性が対象となる「寡婦控除」が適用されている方は市内で3,872人となり、このうち2,010人の方が「寡婦非課税」となっています。また、男性が対象となる「寡夫控除」が適用されている方は198人で、このうち41人の方が「寡夫非課税」となっています。

令和2年度の住民税における「寡婦控除」につきましては、ひとり親の方の「性別」「婚姻歴の有無」「扶養親族の有無」「所得状況」により、寡婦、寡夫の所得控除額や非課税の適用に違いがあります。現状の制度では、所得税や住民税の「寡婦控除」が適用される方は、「死別した後、婚姻していない方」や、「離別の方の場合には扶養親族がいる方」などで、前年の12月31日時点の現況によって判断することになります。

婚姻歴の有無により「寡婦控除」の適用に違いがある理由につきましては、この「寡婦」の制度が、「夫が戦争等により死亡した方」を対象とする制度から始まったものであるからと聞いております。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金につきましては、昨年7月下旬に送付しました現況届に制度案内を同封し、全ての受給者に周知を行うとともに、台帳等で

離婚の履歴の確認を進め、未婚のひとり親に該当すると思われる方 116 件へは、申請書も同封しました。

現況届受付時に聞き取りを行い、令和元年 8 月 1 日から 11 月 29 日までの申請分 90 件は、本年 1 月に児童扶養手当に上乗せして振込みました。

また、児童扶養手当現況届で「婚姻歴なし」にチェックされた未申請者 13 名には、昨年 12 月 5 日に再度ご案内を送付したほか、広報 12 月 25 日号でも再度掲載し広く周知を行いました。

本市での最終的な対象者は 113 件、支給件数は 96 件、婚姻歴がある場合や、基準日である令和元年 10 月 31 日に事実婚の状態の場合、所得が基準を超えている等の理由で却下となりましたのは 8 件、未申請は 10 件でした。

なお、受付期間の 1 月 31 日までに申請された 5 件は 3 月に振込む予定です。

### ③学童保育所待機児解消について

錦第四学童保育所（仮称）については、令和 2 年 9 月の開設に向けて現在準備を進めています。

具体的なスケジュールは、本年 4 月・5 月に委託事業者の募集と決定を行い、6 月に保護者向けに広報紙への掲載、三小、六小、七小学区の待機児童のいる家庭などに周知し、申請受付を行います。7 月に入所決定通知を発送し、8 月上旬に入所説明会、個人面談を実施します。8 月中旬の建物の引き渡し後、備品等を搬入し保育環境を整え、9 月 1 日に開設する予定でございます。また、その間につきましては、児童館ランドセル来館などの他のサービスを利用していただくこととなります。

錦第四学童保育所（仮称）の新設により、三小、六小、七小学区の待機児童は減ることが見込まれますが、市内全体では昨年度より増加する見込みでございます。

平成 31 年度に待機児童が多かった地域は富士見町、錦町、高松町、柏町、西砂町でしたが、これらの地域は令和 2 年度も申請が多いため、引き続き待機児童数が多くなることが見込まれております。

待機児童の解消は、喫緊の課題であり市長公約でもあります。令和 2 年度は、受入児童数の弾力化を実施し、4 月当初に、12 か所の学童保育所で約 50 人の受入増を予定しております。

保護者からの声としては、特に入所が保留となっている場合に、空きのある学童保育所の状況や児童館ランドセル来館などの問い合わせがございます。こうした保護者の不安や相談については、個々の状況に合わせて丁寧にご案内を行っております。

現在、待機児童の解消に向けて、学校の空き教室の利用について新たな検討を開始しています。学校施設の目的外使用として、放課後子ども教室や学童保育所を実施していくには、子ども家庭部が管理運営の全ての責任を担うことになります。放課後子ども教室運営委員会や学校の関わり方なども変わってきますので、現在それらの課題について整理を進めているところでございます。

## 2. 高齢者への支援策について

### ①グループ旅行高齢者支援事業の充実について

「グループ旅行高齢者支援事業」の実績については、5 年前の平成 26 年度は、宿泊が 1,682 人、日帰りが 926 人で合計 2,608 人でしたが、平成 30 年度は宿泊が 1,240 人、日帰りが 957 人で合計 2,197 人となり、利用人数は減少しております。

また、利用方法と手順につきましては、旅行代理店でグループでの旅行を予約する際に、この事業を利用する旨を伝えていただき、代金を支払う前に高齢福祉課窓口または、窓口サービスセンター及び 4 つの福祉会館いずれかで申請していただきます。助成の対象になりますと、その場で「事業承認書」と「事業報告書」をお渡しいたしますので、それを申し込みをされた旅行代理店に提出していただきます。その後、助成金額を差し引いた料金を旅行代理店にお支払いいただき、手続きは完了となります。

領収書で事後の申請でも活用できるようにしてもらえないかという件ですが、グループ旅行高齢者支援事業は、各年度内 1 回のみの利用となっており、申請時に年度内に利用がないかを調べておりますので、事前申請とさせていただいております。また、申請場所の追加は考えておりません。

利用対象者の年齢についてですが、65 歳以上の高齢者の施策として考えておりますので、現在年齢を引き下げるることは検討しておりません。

グループ旅行高齢者支援事業は、高齢者の外出の契機を促し、自立支援を目的に実施しておりますが、年々利用実績が減ってきており、本事業のあり方を含め研究・検討してまいります。

## ②補聴器購入費補助制度の創設について

補聴器につきましては、高額な補聴器を購入しても使いこなせず、活用できないことも多いため、令和 2 年度は地域包括支援センターが企画する介護予防教室の中で、補聴器を正しく利用していただくための取組を各圏域で行うことを予定しております。治療により改善することもあることから、まず耳の聞こえの悪さを感じたら耳鼻咽喉科を受診すること。そして、必要に応じ補聴器の利用を耳鼻咽喉科の医師と相談すること等を普及啓発してまいります。また、市が行う事業等では、ヒアリングループを活用して難聴の方にもご参加いただけるような取り組みを積極的に行なうことが大切と考え、そういったできるところから環境を整備してまいります。

補聴器購入助成事業を実施している自治体ですが、新宿区、江東区、豊島区をはじめとして 9 つの区で実施しておりますが、26 市では実施しているところはないと把握しております。

補聴器購入の補助制度につきましては、他の自治体の動向や状況等も注視してまいりたいと考えております。

## ③公共施設へのヒアリングループの設置や整備・周知について

備品台帳に登録されているヒアリングループは総務課に 1 台、障害福祉課に 1 台の計 2 台でございます。総務課で保管しているヒアリングループは、庁内で周知し、職員が必要に応じて予約をし、使用されており、利用実績につきましては、平成 30 年度は 4 回、平成 31 年度は 1 月 31 日現在で 6 回でした。

障害福祉課に配置しているヒアリングループは主に対面での利用を想定し、窓口での利用

に適しており、障害福祉課窓口において、相談対応等で年間2～3回の利用実績がございます。

たましん RISURU ホール大ホールにおけるヒアリングループの今年度の利用状況につきましては、2件ございました。

女性総合センターのホールにつきましては、令和元年11月に改修が完了し、12月から利用を再開しましたが、聴覚障害の方が講演内容等を聞き取りやすくするため、磁気ループにつきましては持ち運びできるタイプのものを購入し、今年度末までに利用できる環境といたします。

総務課で管理するヒアリングループは、業務用の貸出備品ですので、市民の方へ直接貸し出すことは難しいと考えておりますが、使用予約が入っていない日に、事業を行う所管課から申請があれば、本庁舎外の公共施設に貸し出すことは可能でございます。

ヒアリングループのご案内につきましては、たましん RISURU ホールロビーの掲示板に耳マークのポスターを掲示するとともにホームページの施設案内に集団補聴システムのご案内を載せております。

また、事前打ち合わせの際にもご案内をしておりますがご利用が少ないのが現状です。引き続き周知に努め、有効に活用していただけるよう指定管理者に要請してまいります。

地域学習館及び学習等供用施設においては、生涯学習推進センター主催の障害者理解講座や人権学習実行委員会主催の映画会などで、ヒアリングループを設置してご利用いただいております。

すべての地域学習館等への設置については、利用実態などを見て、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

### 3. 地域への支援策について

#### ①自治会への支援について

自治会への支援についてお答えいたします。

平成31年度の市内全域の自治会加入率は40.27%です。

自治会活動の課題としては、大きく二つあると認識しております。一つは、地域の高齢化や入れ替わる世帯の多さ等により、役員の後継者を見つけることが難しく、役員の固定化や負担が増していること。二つ目は、会員数が増加しないことによる財政面の厳しさがあると、とらえております。

市内の自治会の中で地域性はあるものの、子ども会等と相互に連携しながら、若い世代の方が運営に携わっている自治会もございます。

市へ相談があった場合には、役員の負担を軽減するための工夫をご提案したり、状況に応じて職員が地域に出向いたりするなど、丁寧な対応に努めております。

「立川市自治会等を応援する条例」施行後の主な取組としては、条例を周知するパンフレットを作成・配布するとともに、地域説明会や制定記念シンポジウムを開催したほか、自治会連合会、不動産関連2団体、市との4者で、加入促進のための連携協定を締結いたしました。

また、新たに創設した2つの補助金において、自治会活動に必要な備品の購入や、未加

入世帯の子どもたちも多く集まる夏祭り等の費用を補助し、活動の活性化を支援いたしました。

令和2年度は、補助制度の充実やノベルティの作成、「自治会実務講座」の開催等を通じて、さらなる自治会支援策を推進してまいりたいと考えております。

「自治会等を応援する条例」のパンフレットは1万部作成し、正副会長研修や回覧板での会員向け周知はもとより、市内公共施設に配置したほか、条例周知の説明会や記念シンポジウム、よいと祭り、楽市等のイベントで配布し、市のホームページにも掲載をしております。

不動産関連業者への加入促進のパンフレットは、昨年10月より団体を通じて、各業者にお配りしております。また、12月には、不動産協会が開催した支部研修会にお伺いし、改めてご協力をお願いしてまいりました。現時点では加入に結びついたという報告はまだいただいておりませんが、これから転入シーズンに期待しているところです。

自治会費につきましては、各自治会が規約で定めています。最近では社会の変化に配慮して、高齢者の単身世帯の会費を減額している自治会がございます。

また、地方の自治体や多摩地域の自治体においても自治会長等に報酬をお渡ししていることは把握しております、自治会連合会からもご要望をいただいた経過はございます。その一方で、報酬をお渡しすることで、現状にも増して行政からの依頼や、地域の中で特定の方に負担が集中したりするなどの懸念もあると考えております。

引き続き、課題の一つとして周辺市の状況にも注視しつつ、多くの方が気軽に運営に携われるような負担軽減のあり方も検討してまいります。

綿菓子機、ポップコーン機や太鼓等の貸し出し備品につきましては、平成31年度から令和3年度までの3年間をかけて、順次、買い替えを進めています。

## ②子供会への支援について

子ども会に加入している子どもの人数の推移については、平成26年度に3,461人でしたが、平成30年度は3,254人で207人の減となっております。また、子ども会の数は、平成26年度に104団体でしたが、平成30年度は85団体と19団体の減となっております。

一方で、市の補助金対象となっている行事の実施回数や参加者数は、5年間ほぼ横ばいとなっており、個々の活動は継続して実施されている状況と認識しております。

子どもの会員数と子ども会の団体数の減少の原因としては、少子化や子どもの習い事の多様化などがございますが、今後も引き続き支援が必要であると考えております。

子ども会への支援としましては、子ども会の事業を対象に補助金の交付を継続して実施しております。また、指導者・育成者である大人と子どもの架け橋となるジュニア・リーダーの養成研修を、立川市レクリエーション協会に委託し、同協会と子ども会連合会によるジュニア・リーダー研修事業推進委員会を組織し、実施しております。そのほか、市ホームページや広報紙での周知活動に取り組んでおります。

現在、市内の子ども会では、転居してきた家庭に対象となる子どもがいる場合、子ども会のスタッフが直接訪ねて入会の案内をするなど、地道な取り組みを進めています。市といたしましても広報媒体を活用し、加入促進に取り組んでまいります。